

由布市告示第18号

令和5年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月20日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和5年2月27日月曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	甲斐 裕一君
佐藤 郁夫君	湊野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
鷺野 弘一君	長谷川建策君

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和5年2月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願の取下げの件について
- 日程第6 請願について
- 日程第7 報告第1号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第2号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算(第8号)」
- 日程第11 議案第1号 由布市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第12 議案第2号 由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第13 議案第3号 由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第4号 由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第5号 由布市長期滞在施設条例の廃止について
- 日程第16 議案第6号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第17 議案第7号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第18 議案第8号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第10号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第21 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第12号 由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第23 議案第13号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第24 議案第14号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第15号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第16号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第27 議案第17号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第18号 市道路線（津々良奥江線）の廃止について
- 日程第29 議案第19号 市道路線（津々良奥江線）の認定について
- 日程第30 議案第20号 市道路線（並柳2号線）の認定について
- 日程第31 議案第21号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第32 議案第22号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第33 議案第23号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第34 議案第24号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第35 議案第25号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第36 議案第26号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第37 議案第27号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第38 議案第28号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第39 議案第29号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第40 議案第30号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第41 議案第31号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第42 議案第32号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第43 議案第33号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第44 議案第34号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について

- 日程第45 議案第35号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第46 議案第36号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第37号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第48 議案第38号 令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第49 議案第39号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第50 議案第40号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第51 議案第41号 令和5年度由布市一般会計予算
- 日程第52 議案第42号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第53 議案第43号 令和5年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第54 議案第44号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第55 議案第45号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第56 議案第46号 令和5年度由布市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願の取下げの件について
- 日程第6 請願について
- 日程第7 報告第1号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第2号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）」
- 日程第11 議案第1号 由布市個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第12 議案第2号 由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第13 議案第3号 由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第4号 由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第5号 由布市長期滞在施設条例の廃止について
- 日程第16 議案第6号 由布市情報公開条例の一部改正について

- 日程第17 議案第7号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第18 議案第8号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第10号 由布市印鑑条例の一部改正について
- 日程第21 議案第11号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第12号 由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第23 議案第13号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第14号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第15号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第16号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第27 議案第17号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第18号 市道路線（津々良奥江線）の廃止について
- 日程第29 議案第19号 市道路線（津々良奥江線）の認定について
- 日程第30 議案第20号 市道路線（並柳2号線）の認定について
- 日程第31 議案第21号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第32 議案第22号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第33 議案第23号 臼杵市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第34 議案第24号 津久見市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第35 議案第25号 竹田市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第36 議案第26号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第37 議案第27号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について

- 日程第38 議案第28号 公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第39 議案第29号 公の施設を別府市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第40 議案第30号 公の施設を臼杵市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第41 議案第31号 公の施設を津久見市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第42 議案第32号 公の施設を竹田市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第43 議案第33号 公の施設を豊後大野市の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第44 議案第34号 公の施設を日出町の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第45 議案第35号 令和4年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第46 議案第36号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第37号 令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第48 議案第38号 令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第49 議案第39号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第50 議案第40号 令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第51 議案第41号 令和5年度由布市一般会計予算
- 日程第52 議案第42号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第53 議案第43号 令和5年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第54 議案第44号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第55 議案第45号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第56 議案第46号 令和5年度由布市水道事業会計予算

出席議員（18名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 首藤 善友君 | 2番 志賀 輝和君 |
| 3番 佐藤 孝昭君 | 4番 高田 龍也君 |
| 5番 坂本 光広君 | 6番 吉村 益則君 |
| 7番 田中 廣幸君 | 8番 加藤 裕三君 |
| 9番 平松恵美男君 | 10番 太田洋一郎君 |
| 11番 加藤 幸雄君 | 12番 甲斐 裕一君 |
| 13番 佐藤 郁夫君 | 14番 瀧野けさ子君 |
| 15番 佐藤 人已君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 鷺野 弘一君 | 18番 長谷川建策君 |
-

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、佐藤人巳君、16番、田中真理子さんの2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの25日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの25日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前の分をお手元に資料として配付しております。お目通しをしていただきたいと思います。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和5年第1回定例会の開会に当たりましては、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を頂き、心から感謝を申し上げます。

さて、今回、提案することといたしております報告2件、諮問1件、承認1件、議案46件につきましても、どうか慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、御賛同頂きますようお願いを申し上げます。

本日、お手元に行政報告をお配りしております。御一読頂きますようお願い申し上げる次第ですけれども、少しお時間を頂きまして、幾つかの項目について御報告申し上げます。

昨年12月22日には、特定非営利法人活動ゆふいんチャレンジクラブの皆様から、令和4年度生涯スポーツ優良団体表彰を受賞されたことについて御報告を受けたところでございます。

次に、12月28日には、年末特別夜警を実施していただいております由布市消防団挾間方面隊を訪問し、夜警活動を実施している団員の皆さんに激励とお礼を申し上げたところです。

また、1月15日には、中洲賀グラウンドにて消防団員の士気の高揚と資質の向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。消防団の皆様方には、日頃より消防・防災活動に御尽力を頂いておりますことに心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

1月30日には、大分県と由布市、九重町、玖珠町でつくる日出生台演習場問題協議会、いわゆる4者協によりまして、九州防衛局に対し2月16日から実施されております日米共同訓練の期間中において、早期かつ適切な情報の開示、安全管理の徹底、期間の短縮などを要請したところです。また、由布市では1月30日から湯布院庁舎に対策本部を開所した上で、迅速な情報の収集・伝達と最大限の安全対策に努めているところでございます。

2月14日には、第20回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議へ出席し、地方創生の取組などについて、知事、県内各市町村長とともに意見交換を行ったところでございます。

令和4年度大分県の人口推計によりまして、県内の人口は依然、減少傾向であり、由布市においても人口減少が続いておりますが、県内他市町村と比較して社会増かつ出生率が高い傾向にあると分析をしているところです。

主な要因といたしましては、若手世代の移住者が増加していることや、子育て環境の充実といったことが考えられます。今後もこういった地方創生の流れに、デジタル技術の活用を加えながら、取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、2月15日には、大野邦雄さん・友佳さん御夫婦から、第54回県農業賞若手経営者部門において最優秀賞を受賞されたこと、併せて坂田章太さんから、県農業青年プロジェクト実績発表大会において意見発表最優秀賞を受賞されたことについて、それぞれ御報告を受けました。同じく、2月15日には、由布市消防団の皆さんから、令和4年9月の台風14号に際し、人命の安全確保並びに被害の軽減に多大な貢献をした功績により、令和4年度水防功労者国土交通大臣表彰を受賞されたことについて御報告を受けました。

さて、新型コロナウイルスについては、5月8日から感染症法上の分類が5類に引下げる方針が示されております。市民の皆様に対しましては、今後も適切な情報の伝達と感染症対策を呼びかけていくとともに、ウイズコロナ社会のさらなる進展を見据え、地域経済の活性化に力を入れてまいりたいと考えております。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載のとおりとなっております。

以上、報告をいたします。

○議長（長谷川建築君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田洋一郎君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田洋一郎君） おはようございます。

令和5年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会について御報告申し上げます。

会議結果。

会議名、令和5年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。日時、令和5年2月13日月曜午後1時30分。会期は、1日間。場所は、大分市、大分県医師会館6階会議室でございます。出席状況、出席24名、定数は26名でございます。

議事日程、議案第1号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて。監査委員については、広域連合規約第16条第2項の規定により、広域連合議会の同意を得て2名の監査委員を選任するもの。今回の識見を有する者のうち、選任されている太田博子監査委員の任期が令和5年3月28日をもって満了になることから、後任の監査委員に三浦典昭氏を選任するもの。賛成多数で同意。

議案第2号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を定めた政令の改正に伴い、所要の改正をするもの。具体的な内容は、保険料の均等割軽減について、被保険者数に乗じる額を5割軽減で28万5,000円から29万円に、2割軽減では52万円から53万5,000円に改正するもの。賛成多数で可決。

議案第3号、大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し対象となる本広域連合長及び監査委員の保有する個人情報の開示に係る手続等を定めるもの。賛成多数で可決。

議案第4号、大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の全部改正について。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の対象となる本広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員を実施機関から除外する必要があるため、所要の改正をするもの。賛成多数で可決。

議案第5号、大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、審査会の設置及び所掌事務に係る規定を定める必要があるため、所要の改正をするもの。賛成多数で可決。

議案第6号、令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）。広域連合の基幹システムである基準システム更新の契約に当たり、新たな債務負担行為を設定するもの。賛成多数で可決。

議案第7号、令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。予算の総額を10億1,450万円にするもの。その主な内容は、歳入では、分担金及び負担金に構成市町村から事

務費負担金を8億8,128万円、繰入金に財政調整基金繰入金を1億3,300万6,000円計上するもの。歳出では、総務費に2億3,743万3,000円、民生費に特別会計事務費繰出金として7億7,102万9,000円計上するもの。賛成多数で可決。

議案第8号、令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。予算の総額を2,077億4,700万円にするもの。その主な内容は、歳入では、市町村支出金を349億8,010万6,000円、国庫支出金を712億2,516万3,000円、県支出金を185億690万8,000円、支払基金交付金を810億1,869万6,000円計上するもの。歳出では、保険給付費の療養諸費に1,939億7,836万9,000円、高額医療諸費に104億9,413万5,000円、その他、医療給付費に2億5,468万円計上するもの。賛成多数で可決。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いいたします。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） おはようございます。総務常任委員会委員長、田中真理子です。

閉会中の委員会調査研修について報告をいたします。

常任委員会調査研修報告書。本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

記。

1、調査研修期間、令和5年1月11日水曜日から1月13日金曜日までです。

2、調査研修地、（1）沖縄県宜野湾市、株式会社おきでんC p l u s C、（2）沖縄県名護市、特定非営利活動法人NDA、（3）沖縄県恩納村 恩納村役場企画課。

3、調査研修者、記載のとおりです。

4、調査研修事件、（1）沖縄県の令和4年度離島・過疎地域づくりDX促進事業に採択された離島・過疎地域におけるICT等を活用した住民サービスについて。（2）企業誘致等、雇用機会の拡充支援による地域経済活動の活性化や移住定住促進等の成果について。（3）SDGsの達成に向けた地域づくりの取組について。

5、調査研修結果、別紙のとおりです。

裏面をお願いいたします。

1、沖縄県の令和4年度離島・過疎地域づくりDX促進事業に採択された離島・過疎地域におけるICT等を活用した住民サービスについて。

調査研修日、令和5年1月11日水曜日、調査研修地、沖縄県宜野湾市、株式会社おきでんC plus Cです。

概要につきましては、株式会社おきでんC plus Cは、2021年5月に沖縄県宜野湾市で最先端のIT技術を活用しながら、安心・安全な社会を実現する生活サポート事業を展開し、豊かな暮らしづくりを目指している会社です。

(2) 視察内容です。途中省きますので、御一読ください。真ん中の取組内容から読み上げます。

取組内容としては、在宅高齢者の自宅等へWi-Fiセンシング技術を活用したみまもりセンサーを設置することで、離れて暮らす家族や地域による見守りをプライバシーに配慮した形でサポートし、加えて、安心・安全な地域コミュニティの形成を支援することにより、社会課題の解決と持続可能な地域づくりを目指して、対象地域の村役場・社会福祉協議会・各地域の自治会、さらには共同売店等とも連携し、高齢者等の見守り体制の構築につながる取組を実施しています。

こうした取組をまずは各村の特定の区及び共同売店を中心に実施し、緊急を要する状態となった際の関係者への連絡・初動体制等についても、県や村、地区関係者との連絡会議等を通じて構築しています。

デジタル技術を活用した、プライバシーに配慮した「新しいみまもり」では、1世帯当たり数個のWi-Fiセンサーを設置するだけで、見守る側は、24時間365日、タブレットやスマートフォンを通じて、屋内で生活している高齢者等の活動状況や睡眠の質等を確認することが可能になります。Wi-Fiセンシングでは、体で感じることのない電波の反射波を活用するため、カメラやマイクの設置やウェアラブルデバイスの着用は不要で、プライバシーの侵害や機器を装着する煩わしさ、機器への不正アクセス等のセキュリティーリスクが回避され、離れた家族は安価で安心して利用できるシステムとなっています。

(3) 成果とまとめ。民間企業の先端技術や開発能力がタイアップして、地域の課題を解決していくことが必要な時代に、このようなシステムが構築されれば、高齢になっても施設に行かずに自宅で生活することが可能になり、また、自宅に残して離れて暮らす家族が安心できるなど、自分の暮らしたい地域で安心して最後まで暮らせることが実現できるシステムであると感じました。

そして、システムの活用方法によっては、地域のDX化や防犯・防災にも活用が可能であることから、由布市でもいろいろな側面から自助、共助、公助のIT社会システムを検証してほしいと思いました。

2、企業誘致等、雇用機会の拡充支援による地域経済活動の活性化や移住定住促進等の成果について。

調査研修日は、令和5年1月12日木曜日です。調査研修地、沖縄県名護市、特定非営利活動法人NDAです。

概要については、御一読ください。

(2) 視察内容です。企業誘致等、雇用機会の拡充支援による地域経済活動の活性化や移住定住促進等の成果について。

過疎化する自治体では、人口の減少、都市への一極集中の歯止め対策として、企業誘致や雇用の拡充、移住定住、子育て支援等、様々な施策が検討されていますが、今回、特区を受けている名護市の取組がどのようなものであるか、財源を含め、雇用、移住定住につながっているのか等を調査研修しました。

名護市は、新たな産業の創出を目的として、平成14年に金融業務特別地区（通称「金融特区」）及び情報通信産業特別地区（通称「情報特区」）の指定を受け、金融・情報通信関連企業の集積に取り組んでおり、平成20年7月には、他地域にはないまちづくりの推進という観点を盛り込んだ特色ある特区として、金融・情報通信国際都市構想（通称「金融IT国際みらい都市構想」）を策定しています。

そして、平成26年4月には、金融特区を発展的に解消して創設された経済金融活性化特別地区の指定を受け、同構想に基づいた各施策を推進しています。

また、名護市では様々な施設を整備しており、特区関連施設の指定管理者として各種事業を名護市と一体となって協働活動している団体です。

なお、名護市は、企業立地した後も企業に対して以下の支援等を行っております。これにつきましては、税制優遇、それから使用料の免除等あります。この1から5につきましても、御一読ください。

(3) 成果とまとめ。国の経済金融活性化特区を活用しているとはいえ、名護市は社会人口が増加し、法人所得税も増収しています。さらに、国立沖縄工業高専や公立名桜大学等も開学しており、人材育成・教育、若者が起業しやすい環境づくり、就職しやすい環境づくりができていました。

そして、今回、訪問した施設では、地震等、災害発生時のリスクを回避するため、サーバーを他市で管理し、無停電装置も整備されていました。また、通信速度が劇的に変化する5G（第5世代通信技術）対応もされていました。

本市においても、単に企業誘致を進めるだけではなく、インフラの整備や若者定住、起業支援、人材育成・教育、雇用等も含めた中小企業支援は大きな課題であり、今回、活気あるまちづくりに向けた取組を進める上で参考になる研修でした。

3、SDGsの達成に向けた地域づくりの取組について。

調査研修日は、令和5年1月12日木曜日です。調査研修地、沖縄県恩納村、恩納村役場です。

(1) の概要については、御一読ください。

(2) 視察内容です。SDGsの達成に向けた地域づくりの取組について。

恩納村は、2018年7月に「サンゴの村宣言」を行い、村民一人一人の自然環境に対する意識の向上を図り、村の豊かな自然環境の保全と育成を行いながら、地域資源を生かした恩納ブランドの確立に向け、「サンゴの村宣言プロジェクト～世界一サンゴに優しい村～」に取り組んでいます。

また、2019年には、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、優れた取組を行う都市として、「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されています。

現在、恩納村役場では企画課内に恩納村SDGs推進事務局を設置し、環境、経済、社会の各側面を先導する以下の取組を進めています。

①としては環境面、②として経済面、③として社会面について取り組んでおります。これにつきましても、御一読をお願いいたします。

最後に(3)成果とまとめ。村の人口減少や人口流出の問題解決に向けたSDGsの取組は、行政と住民が一体となって、村の特色ある自然環境を保全しながら、持続可能な観光業を推進させ、また、農業・漁業の1次産業を活性化させたことにより、結果的に新たな制度やブランドが生まれるなど、村の好循環が育まれている姿がありました。

産業が活性化し、経済が豊かになれば、住民の所得も増えます。このような環境・経済・社会の好循環を生み出す仕組みや流れを、由布市においても行政と住民の知恵を結集させながら、住みよいまちづくりを進めていきたいと感じました。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） おはようございます。産業建設常任委員長の加藤裕三です。

閉会中の委員会調査研修報告をいたします。

常任委員会調査研修報告書。本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件、環境マネジメントシステム“うちエコ”による環境施策について、オリーブによる地域活性化について、人材育成塾やアートイベントを通じたまちづくりと観光振興について。

2、調査研修の期間、令和5年2月7日火曜日から9日木曜日。

調査研修地、愛媛県内子町、香川県小豆島町、高知県須崎市。

調査研修視察者、産業建設常任委員全員と事務局でございます。

調査研修結果、別紙のとおり。

裏面をお開きください。

まず、1か所目、愛媛県内子町、環境マネジメントシステム“うちエコ”による環境施策について。

町の概要については、御一読ください。

視察の内容について。内子町は、伝統的建造物などの町並み保存運動が1970年代から始まっており、総合計画に掲げる将来の姿として「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」へと展開し、自然環境を保護することで、人間だけではなくあらゆる動植物が共に生きられるようなまちづくりを目指す「エコロジータウン内子」の取組とつながってきました。

平成18年より、L A S—E（自治体環境基準）を導入し、P D C Aサイクルに沿って取組を行ってきたことを背景に、町独自の規格として環境マネジメントシステムである“うちエコ”を作り上げ、平成29年から運用を開始しています。

以降は御一読ください。

2か所目、香川県小豆島町、オリーブによる地域活性化について。

町の概要については、御一読お願いいたします。

視察の内容。小豆島のオリーブ栽培ですが、近年では東北地方から九州まで広い地域でオリーブの栽培が展開されてきています。栽培面積ではなく品質で常にトップを目指すという目標を掲げ、「オリーブトップワンプロジェクト」が立ち上がりました。

小豆島が常にオリーブのトップランナーであるために「産地の継承」「人と財を育む」「ブランド力の強化」という3つのキーワードを定め、その取組の柱として4つの重点課題を設定しています。

一つ、研究開発、二つ、人材育成、三つ、高付加価値化、四つ目、イメージ戦略。

内容については、御一読お願いします。

以上、4つの柱を基に、品質の向上、栽培の継続性の維持、全国的にブランドイメージを浸透させ、作る、育てる、流通させるところまでをしっかりと見据えたプロジェクトとなっています。

3か所目です。高知県須崎市、人材育成塾やアートイベントを通じたまちづくりと観光振興について。

市の概要については、御一読ください。

視察の内容。人材育成については、須崎未来塾という、市の未来を担う人材の育成に取り組んだが、第5期で一旦区切りを迎えています。実際にそこの塾生がN P O法人を立ち上げて、移住定住の促進や地域振興を図る活動を行っています。

アートイベントについては、高知を代表する商家建築と称される旧三浦邸の活用として地域おこし協力隊員を募集し、アート等の文化を通じた活用を行うため、リノベーションをして“すさきまちかどギャラリー”が完成しました。

ここを拠点として「現代地方譚（アーティスト・イン・レジデンス）」というイベントを行っており、若手作家に2週間滞在してもらい、須崎市に埋もれた記憶や魅力などの新しい価値を作品として発表し、今までとは違う、別視線での須崎市の魅力を市民に見せ、改めて我がまちのよさを感じてもらおう企画となっています。

観光事業としては、インバウンドを呼び込むための事業を行っており、「しんじょう君」を活用しながら海外、フランスですが、に向けての発信・販売促進を行った結果、「しんじょう君」の知名度が高くなり、効率的な情報発信につながったということでした。

視察を終えて。自治体にとって環境保全の取組は最重要課題の一つです。町民参加を前提とした環境マネジメントシステムを構築・運用することにより、環境施策全体に町民目線でのチェックを取り入れ、町民自身の意識の高まりや行動につなげ、「キラリと光るエコロジータウン内子」の実現を目指すまちづくりへの参画促進につなげています。

由布市においても、豊かな自然環境の保全に向け、これまでの取組を深化させたシステムづくり等に取り組むべきと感じました。

次に、オリーブの木が栽培され約120年の歴史がある小豆島町のオリーブ課では、オリーブによる地域振興、ブランド力の強化、そして生産拡大の3つの柱を掲げています。現在、国内100か所を超えるほど産地が広がったことから、平成23年度より「小豆島オリーブトップワンプロジェクト」の取組を進めており、品質においては、国内はもちろん海外の品評会で常に上位に位置しています。

このような背景には、香川県の研究機関をはじめ農協、企業等が支援するとともに、行政側の戦略等の推進によるものもあるが、生産者の高齢化や人材の育成には苦慮しているとのことでした。

由布市においても、農業振興は欠かせないものであり、同様の課題も多く抱えている現状の中、移住定住のみならず、生産者の基盤安定に向けての取組をさらに進めていくべきと感じました。

最後に、須崎市の人材育成やアートイベントは、観光振興というよりは地域活性化の意味合いの強いものであったが、現在は“海のまちプロジェクト”という新たな産・学・官・金融連携事業を進めているという話も伺い、地域を盛り上げようという地盤があつてこそ、観光振興ができるのではないかとこのことを改めて考えさせられました。

由布市においても、人材育成あつての地域振興であり、その延長として観光や各産業振興へつながるものと改めて感じました。

百聞は一見にしかず、自治体の取組を現地で学び、由布市を見つめ直すことができ、諸課題解

決の一助となり得る視察研修となりました。

以上、報告をいたします。

○議長（長谷川建策君） 閉会中の委員会調査研修報告は終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4. 市長の施策方針

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第4、市長の施策方針をお願いいたします。市長、お願いします。

○市長（相馬 尊重君） 令和5年第1回由布市議会定例会の開会に当たり、議会の御審議をお願いするのに先立ちまして、私の市政運営に臨む上での方針を述べさせていただき、市民の皆様並びに議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

来る令和5年度、私にとりましては2期目の2年目の年となります。これまでも公平・公正を市政の根本に据え、私が掲げました「5つの想いと市民との7つの約束」に全力で取り組んできたところがございます。さらなる前進を図るため、令和5年度に向けての基本的な考え方や取り組む事業などについて述べさせていただきます。

まずは、令和2年7月豪雨災害、さらに台風14号による被害からの早期復旧・復興を何よりも優先して取り組んでまいりたいと考えております。

特に、湯平地域では、令和2年7月豪雨災害からの復旧半ばで台風14号によるさらなる災害被害を受け、いち早い復旧・復興が求められております。湯平地域の復旧・復興に向けては、令和5年度に湯布院地域振興課内に湯平地域復旧・復興班を新たに設置して、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの対策についてですが、今日まで感染対策やコロナ禍による経済の回復に向けて切れ目のない必要な対策を講じてまいりましたが、今後も引き続き必要な取組を進めてまいります。

以上、この2つの大きな課題を最優先としながらも、私の掲げた「5つの想いと市民との7つの約束」を誠意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

その一つとして、安全・安心で快適なまちづくりについてですけれども、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するという防災の究極の理念を実現するため、由布市地域防災計画に沿って、防災対策を総合的に進めてまいります。

令和4年度から、新たに防災危機管理に特化した防災危機管理課を設置いたしました。このことにより、自主防災組織の活動強化や防災士の育成を図りながら、自助、共助、公助をそれぞれ大切にしながら、市民の防災意識の高揚に取り組んできたところです。

さらに、新たな防災行政情報告知システムの構築を図ることで、災害時の情報伝達が複数のメディアにより発信されることにより、市民の皆様へより精度の高い情報伝達ができるようになりました。

今後も、地域防災力の強化を図るとともに、より強靱で安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

また、道路をはじめとする都市基盤、質の高い生活環境の実現に向けては、投資の重点化を図るため、事業の必要性、効率性などを評価し、効果的なインフラ整備のための見える化を推進し、市民に分かりやすい事業の執行を目指してまいります。

次に、公共交通網の取組ですけれども、これからも住民の皆様が住み慣れた地域で暮らし続けるために、社会環境の変化に即した持続可能な公共交通の在り方を念頭に、利用しやすい公共交通の充実を進めてまいりたいと思います。

また、少子高齢化や多様化する住民の移動ニーズに対応していくため、福祉や商工部門などと連携を図り、公共交通とまちづくりが連動した事業の検討を行い、地域における新たな交通モードの可能性について研究を進めてまいりたいと思います。

また、ごみの課題についてですけれども、大分都市広域圏ビジョンの事業計画に基づき、広域6市で大分市上戸次地区において新たなごみ処理施設、新環境センターの整備を進めているところです。新環境センターが遠隔地となることで、ごみの収集運搬における経費が増えるため、経費の削減対策として、ごみ中継施設を令和9年3月完成に向けて整備を進めてまいります。

市民生活の基盤となるごみ処理業務に係る経費は、大きな財政負担となっていますけれども、正しい分別やごみの減量化について、市民一人一人の心がけや行動で大きな成果が得られるものとも考えております。家庭から排出される可燃ごみの約40%が生ごみと言われております。この生ごみの軽量化に向けて、処理機の購入に対して補助をし、軽量化に向けた施策を進めてまいりたいと考えております。

また、教育委員会や各種団体とも連携をして、環境学習や研修会等を開催して、ごみの減量化に対する意識の高揚に努めてまいります。

次に、人を育むまちづくりについてですが、由布市の次代を担う大切な子どもたちが、変化する時代をたくましく、心豊かで、健やかに生きる力を身につけていけるような、未来への投資の取組を推進してまいりたいと考えております。

子育て応援日本一を目指し、保育所の待機児童ゼロや児童の放課後の居場所づくりに努めるとともに、高校生までの医療費無償化制度なども継続してまいりたいと考えております。

さらに、引き続き保育所・幼稚園への入所・入園手続において、窓口の一元化を継続して、市民の皆様のご利便性の向上にも努めてまいりたいと思います。

令和5年度より、子育てや子どもの成長期における相談体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。こうしたことで、24時間相談可能な体制を構築し、子どもを生き育てやすい環境の実現を目指してまいります。

さらに、子育て支援課に幼児教育支援員を配置し、就学前の重要な幼児教育期において、関係機関と連携し、要支援児童などの支援体制の強化にも取り組んでまいります。

今後も、子育て世代を支援しながら、家庭・地域・学校・企業・行政がそれぞれの役割を果たし連携した中で、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のないサービスの提供をしていくことで、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育環境の取組です。

子どもたちが共に学び、心豊かでたくましく自立した人として成長できるよう、由布学の取組の充実と由布学チャンネルでの配信、GIGAスクール構想に基づき整備したタブレット端末の活用やICTアドバイザーの配置により、児童生徒の学びの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、幼・小・中・高の連携の深化、教職員の置員による増員などによりまして、細やかな指導体制を構築することによって、基礎学力の向上やいじめ・不登校に親身に対応できる仕組みづくりを行ってまいります。

また、生きる力を育むため、未就学児から発達段階に合わせた教育環境を整備し、地域に貢献できる人材育成を目指してまいります。

次に、医療・福祉のまちづくりについてですけれども、急速な少子高齢化社会の進展にあって、医療・介護・福祉・地域支援などの連携が必須となっております。住み慣れた地域で自分らしい生活が安心して送れるよう、引き続き総合的な支援の推進に取り組んでまいります。

具体的には地域の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援を目指す重層的支援体制整備事業や、安心して生活を送ることができる地域の仕組みづくり、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

また、健康立市の実現に向けて、健康で明るく元気に暮らし続ける住みよいまちづくりを目指して、市民の皆さんが健康への意欲を高め、健康づくりに自発的に取り組むよう支援をしてまいります。

特に、健康寿命の延伸を図るため、マイレージ事業や各種健康教室などを引き続き展開するとともに、早寝早起き朝ごはんを推進し、新しい生活習慣を身につけることができるよう支援をしてまいります。

また、健診や医療データ等を基に、課題解決に向けた保健事業を介護予防事業と連携し、通いの場における健康相談等の充実を図るなど、高齢による心身虚弱、いわゆるフレイルへの対策強

化にも取り組んでまいります。

加えて、新型コロナウイルスの蔓延防止のため外出自粛等の影響により、特に高齢者の体力低下や健康状態の悪化などが懸念されるため、引き続き、お茶の間サロンでの健康づくり活動や各種健診の受診促進に取り組んでまいります。

次に、産業振興についてですけれども、令和5年度はウイズコロナからポストコロナへの転換期と言いつけられる中、エネルギーや原材料の高騰からの物価高等による影響を受けた事業者に対して、DXやインボイス対応への負担軽減を図り、いち早く経営回復の一助となるような、きめ細かな施策を展開してまいりたいと考えております。

また、新たな局面に対する取組に対する支援といたしまして、中小企業者店舗等整備改善融資資金利子補給制度の拡大や、創業支援事業費補助金に重点創業枠の創設を行い、活力ある地域経済の実現を目指して、人材育成支援事業や異業種交流事業など引き続き展開することで、地域経済の活性化と基盤強化を図ってまいりたいと考えております。

観光振興に関しましては、由布市まちづくり観光局との協働により、マーケティング事業やプロモーション事業を基盤とし、令和6年4月から展開されるdestinationキャンペーンへの準備段階として、各地域や各観光協会の持つ観光素材を磨き上げる中で、市内観光を周遊するシステムを創設し、オール由布市での取組による観光振興を図り、これまで一貫して目指してきた滞在型・循環型保養温泉地をさらに進める取組を実施し、DCの盛況と持続可能な観光地づくりを目指してまいります。

次に、農業につきましては、高齢化による農業経営体の減少や耕作放棄地の増加など、取り巻く情勢は年々厳しさを増しております。

そうした中、地域を牽引する担い手の確保・育成を図るため、既存の研修制度やスタートアップ補助を核とした就農体制の整備や、ベリーツ、梨、白ネギなどの園芸推進品目の産地拡大、早期経営安定に向けた肉用牛の増頭等を進めているところです。

今後とも、肥料や飼料・燃料等の生産資材価格の高騰など、社会経済の変容に対応しながら、由布市総合計画の基本構想に掲げる地域に根差した持続可能な農林畜産業の実現に向けて、構造改革を推進してまいります。

特に、地域との話し合いを通じ、農業の将来の在り方を決める地域計画の策定を進め、農地が利用されやすくなるよう、認定農業者や集落営農法人への農地の集積等に向けた取組をさらに強化してまいります。

また、地域ブランド確立に向けて、一般社団法人ユフイムズとともに、滞在・循環型観光による都市と農村の交流や、6次産業化をはじめとする農産物に付加価値をつける取組も支援してまいります。

最後に、未来へ持続可能な行政運営についてですけれども、まちづくりの主人公は市民であるとの理念の下、市民皆様の思いを尊重し、協働によるまちづくりに向けた地区コミュニティ組織の設立支援に引き続き取り組むとともに、既に設立されております3つのまちづくり協議会や、これから設立が予定されております湯平地域のまちづくり協議会へ活動支援はもとより、安定した自主財源を確保するため、既存の補助制度と併せて、ふるさと納税制度を活用した取組も進めてまいりたいと考えております。

また、既存産業の継続支援や交流・定住人口の拡大を図るため、サテライトオフィスを活用した交流や地域や業種を超えた異業種交流会の開催、さらに移住定住に向けた施策の充実を図り、新たな人の流れをつくる取組も推進してまいります。

さらに、行政手続のオンライン化や情報システムの最適化など、AIやRPAなどデジタル技術の積極的な導入活用により、質の高い市民サービスの提供と行政事務の向上に向け、引き続き自治体DXを推進してまいります。

具体的には、行政内部での電子決済の導入、ペーパーレス化に向けてのペーパーレス会議システムの導入などに取組を進めてまいります。

また、質の高い市民サービスを市民お一人お一人が享受できるような取組として、スマホ教室の開催などによるデジタルディバイド対策も推進してまいります。

特に、令和5年度からは市民提案型連携協働事業を実施いたします。この事業は、連携と協働に着目し、個人、団体、企業などの様々な主体から事業提案を頂く中で、新たな価値や持続性を目指し将来へつなげられる取組に対して支援を行うもので、どのような提案が出されるのか期待をいたしているところです。

最後に、今後も持続可能な行財政運営を行う上で、自主財源比率の向上が求められています。令和4年度より財源確保実行計画を実施するため、ふるさと納税の推進や実行計画の進捗管理を行う新たな部署として、財源改革推進課を新設し、自主財源確保の強化に取り組んできたところです。その成果もあり、ふるさと納税においては、令和4年度に5億円を超え、過去最高となる寄附を頂いたところです。

寄附を頂いた皆様に、改めて感謝を申し上げますとさせていただきます。

これからも山積する諸課題についてスピード感を持って取り組むとともに、市民の皆様からの信頼を一層高めるため、公正・公平を基本に透明性の高い市政を目指すとともに、さらなる情報発信にも取組を進め、行政と市民の皆さんとの距離感を縮め、互いに協力しながらまちづくりを行う仕組みづくりを目指してまいります。

以上、市政運営に対し、私の考え方について述べさせていただきました。

市長として、改めてその職責の重さを痛感するとともに、何よりも市民生活を最優先に、地域

自治を大切にしたい「住み良さ日本一のまち由布市」の実現に向けて、全力で市政運営に取り組んでまいり所存でございます。

市民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、以前にもまして御支援・御協力、そして御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げます。令和5年度に向けての施策方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川建築君） 市長の施策方針が終わりました。

日程第5. 請願の取下げの件について

○議長（長谷川建築君） 次に、日程第5、請願の取下げの件について議題といたします。

令和4年受付、請願受理番号6、「旧湯布院公民館跡地利用に関する答申書の取消し等」に関する請願については、総務常任委員会に付託いたしましたが、請願者からお手元に配付のとおり、取り下げる旨の申出がありました。

そこで、常任委員長に審査の経過について報告を求めます。田中常任委員長。

○総務常任委員長（田中真理子君） 総務常任委員長、田中真理子です。請願の取下げについて御報告いたします。

令和4年第4回定例会に提出されました請願受理番号6の「旧湯布院公民館跡地利用に関する答申書の取消し等」に関する請願ですが、お手元に配付のとおり、令和5年2月13日付で請願者より請願取下申出書が提出されております。

諸般の事情により、今回、取り下げるということで審査を中止しましたことを御報告いたします。

以上です。

○議長（長谷川建築君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております令和4年受付、請願受理番号6の請願の取下げの件については、請願者からの申出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建築君） 異議なしと認めます。よって、令和4年受付、請願受理番号6の請願の取下げの件については、これを承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時15分再開

日程第6. 請願について

○議長（長谷川建策君） 再開します。次に、日程第6、請願についてを議題とします。

議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読いたします。

朗読に際しまして、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号1、件名、旧湯布院公民館跡地利用「ラックホールの駐車場及び災害時の駐車場設置」に関する請願書、請願者、由布市湯布院町自治委員会会長、後藤久生外3名、紹介議員、佐藤人己、加藤幸雄、吉村益則、坂本光広、高田龍也、志賀輝和。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ただいまの請願1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 報告第1号

日程第8. 報告第2号

日程第9. 諮問第1号

日程第10. 承認第1号

日程第11. 議案第1号

日程第12. 議案第2号

日程第13. 議案第3号

日程第14. 議案第4号

日程第15. 議案第5号

日程第16. 議案第6号

日程第17. 議案第7号

日程第18. 議案第8号

日程第19. 議案第9号

日程第20. 議案第10号

日程第21. 議案第11号

日程第22. 議案第12号

日程第23. 議案第13号

日程第24. 議案第14号

日程第25. 議案第15号
日程第26. 議案第16号
日程第27. 議案第17号
日程第28. 議案第18号
日程第29. 議案第19号
日程第30. 議案第20号
日程第31. 議案第21号
日程第32. 議案第22号
日程第33. 議案第23号
日程第34. 議案第24号
日程第35. 議案第25号
日程第36. 議案第26号
日程第37. 議案第27号
日程第38. 議案第28号
日程第39. 議案第29号
日程第40. 議案第30号
日程第41. 議案第31号
日程第42. 議案第32号
日程第43. 議案第33号
日程第44. 議案第34号
日程第45. 議案第35号
日程第46. 議案第36号
日程第47. 議案第37号
日程第48. 議案第38号
日程第49. 議案第39号
日程第50. 議案第40号
日程第51. 議案第41号
日程第52. 議案第42号
日程第53. 議案第43号
日程第54. 議案第44号
日程第55. 議案第45号
日程第56. 議案第46号

○議長（長谷川建築君） 次に、本定例会に提出されました日程第7、報告第1号及び日程第8、報告第2号の報告2件、日程第9、諮問第1号の諮問1件、日程第10、承認第1号の承認1件及び日程第11、議案第1号から日程第56、議案第46号までの議案46件について一括上程をいたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告2件、諮問1件、承認1件、議案46件でございます。

初めに、報告第1号、例月出納検査の結果に関する報告について並びに報告第2号、定期監査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、現在、人権擁護委員をお願いしております阿部好江氏が、令和5年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、新たに木戸栄子氏を人権擁護委員をお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第1号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ937万8,000円を追加し、予算の総額を234億6,995万2,000円としたことの承認をお願いするものです。

内容といたしましては、令和4年台風14号災害により全壊いたしました湯布院町湯平地区の店舗兼住宅2棟の公費解体に係る工事費や、災害廃棄物処理業務委託料などを増額したもので、花合野川護岸工事の工期を踏まえ緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月6日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第1号、由布市個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体における個人情報の取扱いが一元化されますが、この法の施行に関し必要な事項を定めることによるものでございます。

次に、議案第2号、由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、情報の公開請求及び個人情報の開示請求に関する不服申立て等について調査、審議する機関として、由布市情報公開・個人情報保護審査会を設置することによるものでございます。

次に、議案第3号、由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ、高齢職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献活動への従事などを想定し、高齢者部分休業制度を導入するものでございます。

次に、議案第4号、由布市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、関連条例の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第5号、由布市長期滞在施設条例の廃止については、平成9年度より、都市と農村の交流と地域の特性を生かした活力ある農村づくりに資するため、運営してきた奥江休暇村センターを奥江自治区の高齢化、施設の老朽化等により、今後の維持管理、運営が困難と判断したこと及び奥江地区においては、活力ある農村づくりの役割を果たしたこと等により、廃止を行うものでございます。

次に、議案第6号、由布市情報公開条例の一部改正については、新たな個人情報保護制度との整合を図ること、地方独立行政法人の概念を追加することのほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号、由布市職員定数条例の一部改正については、近年頻発する災害や感染症対策に対応する救急搬送等の状況、また、新たに県下広域で設置する指令本部等の状況を鑑み、消防職員を動員することのほか、一般職に属する職員の定数を変更することによるものでございます。

次に、議案第8号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、市の現下の財政状況を鑑み、市長等三役の給料を本年4月から来年3月までの1年間、3%減額するものでございます。

次に、議案第9号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第8号と同様の理由により、職員につきましても本年4月から来年3月までの1年間、給与月額について7級在職者が2%、6級以下在職者は1%の減額措置を行うことによるものでございます。

次に、議案第10号、由布市印鑑条例の一部改正については、利用者証明用電子証明書の提供を受けている方について、窓口においてはマイナンバーカード、多機能端末機においてはスマートフォンを利用し、印鑑登録証明の交付を可能にするための改正を行うものでございます。

次に、議案第11号、由布市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を40万8,000円を48万8,000円とする所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号、由布市子ども・子育て会議条例の一部改正については、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法

の条ずれ及び学校教育法第25条の項の追加、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴って、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、安全計画の策定義務及び自動車を運行する場合の所在の確認義務が新設されたこと及び懲戒に係る権限の濫用禁止が排除されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全計画の策定義務、自動車を運行する場合の所在の確認義務及び業務継続計画の策定義務等为新設し、衛生管理等の必要な措置を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号、由布市都市公園条例の一部改正については、都市公園法に定める開発行為により設置された公園について、市町村に帰属することから、都市公園として管理する必要が生じたため、今回、都市公園条例に追加するものでございます。

議案第17号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、消防団員の処遇改善に向けて国から消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、報酬の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号、市道路線（津々良奥江線）の廃止については、路線延長による終点の変更に伴い、既存の路線を一旦廃止するものでございます。

次に、議案第19号、市道路線（津々良奥江線）の認定については、路線延長による終点の変更に伴い、一旦廃止した市道路線を新たに認定を行うものでございます。

次に、議案第20号、市道路線（並柳2号線）の認定については、新設道路改良計画に伴い、市道認定を行うものでございます。

次に、議案第21号から議案第27号までの他の地方公共団体の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、及び議案第28号から議案第34号、公の施設を他の地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議については、相互に関連がございますので一括して説明させていただきます。

平成28年3月に発足しました、大分都市広域圏推進会議で、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指し、基本連携項目として、圏域内での公共施設の相互利用の促進について協議を進めてまいりました。

今回、図書館の相互利用について、令和5年4月からの運用に向けて協議が整ったことから、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分都市広域圏における7市1町間で図書館

の相互利用をさせることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億6,930万9,000円を減額し、予算総額を230億64万3,000円にお願いするものでございます。

歳入では、地方消費税交付金などの各種交付金、普通交付税やふるさと納税、事業に伴う国・県支出金、地方債などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、事業費の確定などに伴う減額のほか、主な事業といたしましては、みらいふるさと寄附金に係る取扱業務委託や基金積立て、障害福祉サービス費負担金、保育園等への施設型給付費、農業施設等の復旧支援事業費補助金、有害鳥獣捕獲事業補助金などの追加、こども園等における送迎用バス安全対策支援事業費補助金を新たに計上いたしております。

繰越明許費補正につきましては、湯布院庁舎等管理事業など追加が29件、変更3件をお願いをいたしております。

地方債は、県道改良事業負担金など変更13件、廃止1件の補正となっております。

次に、議案第36号、令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ3,701万8,000円を追加し、予算総額を42億3,339万円にお願いするものでございます。

歳入では、県支出金を増額し、歳出では、保険給付費の増額が主なものでございます。

次に、議案第37号、令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1億4,976万2,000円を減額し、予算総額を42億8,453万円にお願いするものでございます。

歳入では、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金の減額が主なもので、歳出では、基金積立金を増額し、総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額するものでございます。

次に、議案第38号、令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ2,809万3,000円を追加し、予算総額を5億3,357万8,000円にお願いするものでございます。

歳入では、保険料の増額、保険基盤安定繰入金の減額を、歳出では、保険料の増に伴う広域連合納付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第39号、令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入の繰入金を減額し、予算総額を8,996万4,000円とするものでございます。

次に、議案第40号、令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算では収入を増額し、支出を減額するものでございます。

資本的予算では、収入を減額し、支出を増額するものでございます。

次に、議案第41号、令和5年度由布市一般会計予算は、206億5,411万9,000円で、前年度と比べて2億169万円、率で1.0%の減となっております。

継続事業のし尿処理施設整備といった大型事業の終了に伴い、普通建設事業費が減少した一方で、災害復旧事業費が全体を押し上げた形となり、財政の健全性に配慮しつつ持続可能な由布市の創造に向け、バランスの取れた予算編成ができたものと考えております。令和4年度に次いで過去3番目の予算規模となったところでございます。

令和5年度予算編成に当たっての基本方針でございますが、社会構造的な課題である人口減少や高齢化社会の進展のほか、激甚化、多発化する自然災害や感染症法上の分類見直しを示された新型コロナウイルス感染症、また、不安定な国際情勢を要因とするエネルギーや物価の高騰など、国内はもとより市政を取り巻く環境においても変革と厳しさが増しております。

時代の大きな転換期を迎えていると言えます。このような時代であっても、由布市が目指すまちづくりの目標、地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまちの実現に向け、多様な人材や豊かな自然環境、伝統文化や地域資源、日本を代表する観光地など由布市の強みを生かした戦略的な投資と施策の展開により、地方創生の歩みを着実に進めていかなければなりません。

本市が持続的に発展・成長していくために、収支均衡予算の実現や基礎的財政収支、プライマリーバランスの黒字化維持など、財政基盤を強固なものにしていくとともに、行政課題の本質を見極める中で、市民ニーズに的確に応えつつ、最も効果的で効率的な手法により事業展開をしていくことが不可欠であると考えております。

以上のような基本認識の下、災害からの早期復旧・復興の歩みを加速するとともに、第2次由布市総合計画重点戦略プランや、第2期由布市総合戦略に掲げる施策の着実な推進に主眼を置き、より効果の高い施策、事業を展開していくことを基本方針としたところでございます。

また、この基本方針において、私の2期目の市政を担うに当たり、市民の皆様にお示しした5つの想いを引き続き具現化するため、人口減少対策と地域自治の取組を推進し、活力と魅力あふれる産業の振興、生きがいと暮らし、いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現、子どもを安心して育てることの環境づくり、豊かで美しい自然環境の保全といった5つの視点に基づき、魅力ある由布市の創造に向けた施策を重点戦略特別枠として位置づけ、予算の優先配分を行うなど、歳出予算全体にメリハリをつけながら予算編成を行ったところでございます。

予算の主な内容ですけれども、歳入におきましては、市税で、経済の回復や新築家屋の増加などを背景に市民税や固定資産税などで前年度を上回る見込みであり、市税全体として2億1,400万円ほどの増額としております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で示された伸び率を勘案し、約2億4,500万円の増額を見込んでおります。

寄附金につきましては、みらいふるさと寄附金を、令和4年度決算見込みを踏まえ、2億円増額となる5億円を見込んでおります。

歳出においては、最優先課題である公共土木施設や農業用施設などの災害復旧事業に6億2,500万円増額となる16億800万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1億1,000万円を計上しているものをはじめ、自然災害に対する情報発信機能の向上に向けた防災ラジオ、音声告知システム放送施設設備の更新事業に2,900万円、引き続き、高校生までの医療費助成に1億4,700万円、ICTアドバイザーの雇用やAIドリルの活用などによる学力向上推進事業に1,800万円、新規就農者への支援事業に5,400万円、公共施設の改修、解体、インフラ施設の長寿命化対策に3億8,200万円などを計上いたしております。

また、重点戦略特別枠には、人口減少対策と地域自治の取組を推進するため、移住定住関連事業に2,200万円、市民や団体等が主体的な活動の中で、新たな価値や持続性、可能性を目指す取組を支援する市民提案型連携協働事業に1,000万円、新たな交通体系構築事業に900万円、湯平温泉復興まちづくり推進事業費に4,200万円、活力と魅力あふれる産業の振興として、令和6年春に開催されるデスティネーションキャンペーンに向けた滞在型・循環型観光の推進事業に5,300万円、創業や人材確保、商店街の魅力創出の支援に1,100万円、事業者へのDX、インボイス対応支援に1,000万円、梨、イチゴ、白ネギといった園芸品目の産地拡大に向けた整備事業に3,400万円、いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現として、さらなる進化を目指す健康立市推進事業に900万円、重層的支援体制整備事業に1,300万円、高齢者保健、介護予防等の一体的実施事業に1,000万円、旧湯布院公民館跡地整備事業に2,100万円。

子どもを安心して育てることができる環境づくりには、出産・子育て一体的支援事業に3,700万円、要支援対象事業等見守り強化事業に500万円、部活動の地域移行へ向けた推進事業に600万円、挟間小学校増築に係る小学校施設整備事業に4,900万円、児童クラブ棟建設に向けた児童施設整備事業に1,600万円、豊かで美しい自然環境の保全として、ごみ処理の広域化に伴う処分場への効率的な輸送を目指した廃棄物運搬中継施設整備事業に3,200万円、温室効果ガス排出量の削減などに向けた、ごみ減量化対策事業に300万円など、合わせて37事業に4億7,400万円を計上したところです。

社会的な景気後退懸念が強まる中で、地方財政をめぐる状況は厳しさを増しておりますけれども、コロナ禍から社会経済活動の正常化に向けて大きく踏み出す、今後、中長期的な展望に立ち、まちづくりの基本理念である連携と協働、創造と循環を念頭に変革する時代に向かう明るい未来を切り開くために、由布市の持続的な発展と市民福祉の向上に資する施策をしっかりと推し進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第42号、令和5年度由布市国民健康保険特別会計予算は、40億7,089万5,000円で、前年度と比較しまして258万7,000円、率にして0.1%の減となっております。

増減の主な理由といたしましては、歳入では、保険税の減額、基金繰入金の増額、歳出では、保険給付費、国保事業費納付金の減額でございます。

次に、議案第43号、令和5年度由布市介護保険特別会計予算は、43億6,157万1,000円で、前年度と比較しまして4,379万2,000円、率にして1%の増となっております。

歳入では、国・県支出金、繰入金の増額、歳出では、保険給付費の増額が主なものでございます。

次に、議案第44号、令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、5億4,938万7,000円で、前年度と比較しまして4,598万8,000円、率にして9.1%の増となっております。

増減の主な理由といたしましては、歳入では、後期高齢者医療保険料繰入金の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額などがございます。

次に、議案第45号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、1億2,691万8,000円で、前年度と比較しまして3,961万4,000円、率にして45.5%の増となっております。

増額の理由といたしましては、歳出において、委託料を増額したことによるもので、それに伴い、歳入において市債を増額するものでございます。

次に、議案第46号、令和5年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数1万2,857戸、年間総給水量371万8,237立方メートル、1日平均給水量1万159立方メートル、主な建設改良事業といたしまして、配水管の新設改良工事3億184万2,000円、施設の新設更新工事として2億4,631万7,000円といたしております。

収益的予算では、収益的収入を8億7,760万円、収益的支出を8億5,097万9,000円とするものでございます。

資本的予算では、資本的収入を5億2,620万2,000円、資本的支出を8億6,557万円とし、収入額が支出額に対して不足する3億3,936万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。

詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川建築君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました報告、承認並びに議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第1号及び報告第2号の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第1号について御報告申し上げます。

報告第1号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和4年10月分、11月分及び12月分の例月出納検査をそれぞれ11月28日、12月26日及び1月26日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第2号について御報告いたします。

報告第2号、定期監査の結果に関する報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和5年2月27日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度の由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、令和5年1月13日から26日まで監査を実施いたしました。

本監査においては、各課から提出された資料により、所属長及び担当者からの聞き取りや質問、応答等を行うとともに、帳票の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務及び事業はおおむね適正に管理されていると認められました。

また、引き続き検討の必要があると考えられる事項といたしまして、懸案事項として長年掲げられているものの進捗していない案件があり、当初の計画から事情等が変わったことにより事業が足踏み状態にある件について、早急に対策を講じて解決を図られたいと考えております。

また、急速な宅地開発などに伴い、雨水対策が追いついていくのか懸念されます。各担当課がそれぞれの役割を担い、関係部署と連携強化を図り、適切に対応されたいと考えております。

様々な債権や未収金の回収に新たな対策が強化されようとしているところでございます。重要なことは各担当部署の現場が中心となって債権管理を行い、収納対策推進室と連携を密にして収納率の向上に努めていただきたいと考えております。

監査の意見といたしましては、長年にわたる問題に関し、関係部署が連携して積極的に解決に当たっていただきたいことや、新たな財源の確保に向けて積極的に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 大塚代表監査委員の報告が終わりました。

次に、承認第1号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。

承認第1号につきまして詳細説明をいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年2月27日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。緊急を要したことから、令和5年1月6日付で専決処分を行っております。

では、一般会計補正予算をお願いをいたします。

令和4年度由布市一般会計補正予算（第8号）。令和4年度由布市の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億6,995万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年1月6日専決、由布市長。

1ページ、2ページは第1表歳入歳出予算補正となります。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

3ページからが補正予算事項別明細書となっております。

それでは、8ページをお願いをいたします。

歳出でございます。4款1項5目の区分1、災害対応事業は、令和4年台風14号災害により全壊をした湯布院町湯平地区の店舗兼住宅2棟の公費解体に係る工事費644万8,000円、災害廃棄物の収集運搬処理に係る業務委託料177万3,000円など、総額937万8,000円

を詳細調査により被害状況が確定したことから増額をするもので、この事業に特定財源としては、国庫補助金を2分の1充当しております。

説明は以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第1号から議案第4号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。

詳細説明を申し上げます。

まず、議案第1号、由布市個人情報保護法施行条例の制定について。

由布市個人情報保護法施行条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

今回、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体における個人情報の取扱いが一元化される場所、この法の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。

また、附則において、由布市個人情報保護条例を引用していた由布市道の駅ゆふいん条例、由布市自然体験学習施設条例並びに由布市ほのぼのプラザ条例の一部の改正を行っているところでございます。

次に、議案第2号、由布市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

由布市情報公開・個人情報保護審査会条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

個人情報の保護に関する法律の改正により、従来の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を国に準じて情報の公開請求及び個人情報の開示請求に関する不服申立て等について調査審議する機関として、新たに由布市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、事務の効率化を図るものでございます。

次に、議案第3号、由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

由布市職員の高齢者部分休業に関する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

定年の引上げを踏まえ、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業に関して必要な事項を定めることによるものでございます。経過措置として、高齢者として条例で定める年齢を段階的に引き上げることとしております。

次に、議案第4号、由布市職員の高齢者部分休業に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

由布市職員の高齢者部分休業に伴う関係条例の整備に関する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

地方公務員法の一部を改正する法律により、定年年齢が引き上げられることに伴い、関係する条例の第1条、由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例から第9条、由布市人事行政の運営等の状況の公開に関する条例までの各条例の一部改正を行うとともに、第10条にて由布市職員の再任用に関する条例の廃止を行うものでございます。

新旧対照表には第1条関係から第9条関係の改正部分を記載しておりますので、御一読をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第5号について詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） 農政課長です。

議案第5号につきまして詳細説明いたしたいと思っております。

議案第5号、由布市長期滞在施設条例の廃止について。

由布市長期滞在施設条例（平成18年条例第19号）を廃止する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。由布市長期滞在施設条例を廃止する条例、由布市長期滞在施設条例（平成18年条例第19号）は廃止する。

附則。この条例は公布の日から施行するとなっております。

提案理由にもございましたけれども、平成9年から奥江休暇村管理組合を指定管理者として奥江休暇村センター運営してまいりました。しかし、当該管理組合より管理者及び従業員の高齢化により指定管理を辞退するという申出がございまして、奥江自治区等と今後の利活用について協議を行ってきたところでございます。

また、庁内においても公有財産管理委員会での審議を経て本施設については譲渡・売却の方向で進めていくという方向になっております。

については、本条例を廃止いたしまして、令和5年度より譲渡・売却に向けての事務を進めていきたいというふうに考えておりますので、提案させていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時00分といたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、議案第6号から議案第9号まで、続けて説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。

詳細説明を申し上げます。

議案第6号、由布市情報公開条例の一部改正について。

由布市情報公開条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

新たな個人情報保護制度との整合性を図ること、独立行政法人の概念を追加することのほか、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表には、地方独立行政法人等に関する改正部分を記載しておりますので、御一読をいただきたいと思っております。

次に、議案第7号、由布市職員定数条例の一部改正について。

由布市職員定数条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

近年頻発する災害や感染症対策に対応する緊急搬送等の状況、また、新たな県下広域で設置する指令本部等の状況を鑑み、消防職員を増員することのほか、一般職に関する職員の定数を変更することによるものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第1条中、「公平委員会」を削るものでございます。第2条第3号、第4号を次のように改めております。

第3号、選挙管理委員会の事務部局の職員を3人、4号、監査委員の事務部局の職員3人、第2条第8号中、消防職員の定数を71人を75人に改めるものでございます。

次に、議案第8号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

市の現下の財政状況を鑑み、市長等三役の給与を本年4月から翌年3月までの1年間、3%減額するものでございます。

次に、議案第9号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

議案第8号と同様の理由により、職員につきましても、本年4月から翌年3月までの1年間、給与月額については、7級在級者は2%、6級以下在級者は1%の減額措置を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第10号について説明を求めます。市民課長。

○市民課長兼マイナンバーカード推進室長（後藤 昌代君） 市民課長です。

議案第10号について詳細説明をいたします。

議案第10号、由布市印鑑条例の一部改正について。

由布市印鑑条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。今回の第14条から第16条までの改正は、利用者証明用電子証明書の提供を受けている方につきまして、窓口におきましては、マイナンバーカードを提示することにより、コンビニ等の多機能端末機におきましては、本年サービス開始が予定されておりますスマートフォン搭載の利用者証明用電子証明書でも、印鑑登録証明書の交付ができるようにするためのものがございます。施行日は令和5年4月1日となっております。次ページ以降、新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第11号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 俊吾君） 保険課長でございます。

議案第11号について詳細説明をいたします。

議案第11号、由布市国民健康保険条例の一部改正について。

由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

現行の出産育児一時金の支給につきましては、条例による支給額40万8,000円と別途規則で定める加算額1万2,000円を合算し、総額42万円を支給しております。出産育児一時金の額を48万8,000円に引き上げる健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、出産育児一時金を増額する条例改正を行うものがございます。

改正内容につきましては、裏面の改正文を御覧ください。第4条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改める。附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日。経過措置で、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る由布市国民健康保険条例第4条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしております。次のページは新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第12号から議案第15号まで、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長でございます。

初めに、議案第12号の詳細説明をさせていただきます。

議案第12号、由布市子ども・子育て会議条例の一部改正について。

由布市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

こども家庭庁設置法に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより、一部改正をするものです。

新旧対照表を御覧ください。第1条中の第77条第1項を第72条第1項に改め、第2条第1号中第77条第1項各号を第72条第1項各号に改めるものです。

続きまして、議案第13号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の条ずれ等に伴う例規の改正です。子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項及び第45条第3項が削られることに伴い、同法第19条は1項のみの条となり、同法第45条は第4項から第6項が1項ずつ繰り上がります。同法第19条第1項は、教育・保育給付認定子どもものの区分を定める規定であるため、1項のみの条を引用する場合には、第19条第何号に改正する必要があるためのものです。

続きまして、議案第14号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、一部を改正するものです。通園バス等による児童の置き去り事故を受けて、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在の確認事項が新設されたことで、同事項を追加したもの。

また、衛生管理等の内容がコロナ等感染症に伴い、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するよう内容が改められたものです。

続きまして、議案第15号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

議案第14号と同じように、バス等による安全計画の策定等に関わる経過措置を追加し、また衛生管理等の内容が、コロナ等感染症に伴い、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないに改めるものです。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第16号について詳細説明を求めます。都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（一法師良市君） 都市景観推進課長です。

議案第16号について詳細説明を行います。

議案第16号、由布市都市公園条例の一部改正について。

由布市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

ページをお開きになり、新旧対照表をお願いいたします。この改正につきましては、条例別表第1の34公園に対して、都市計画法に定める開発行為により寄附された由布市古野大間公園以降の3公園について、改正により追加を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第17号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。

議案第17号について詳細説明をいたします。

議案第17号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

次のページをお開きください。今回の条例改正は、消防団員の報酬を改正するものでございます。第13条中、報酬につきまして、第1項第3号中6万2,000円を6万4,000円に、同項第2号中4万円を4万2,000円に、同項第5号中3万3,000円を3万8,000円に、同項第6号中2万6,000円を3万7,000円に、同項第7号中2万3,000円を3万6,500円にそれぞれ改めるものでございます。次のページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第18号から議案第20号まで、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三ヶ尻郁夫君） 建設課長です。

議案第18号、市道路線（津々良奥江線）の廃止について詳細説明をします。

市道路線を次のように廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、津々良奥江線、起点、由布市湯布院町中川1369番1地先、終点、由布市湯布院町川西2012番18地先。

令和5年2月27日提出、由布市長。

これは路線延長による終点の変更に伴い、既認定路線を一旦廃止するものでございます。詳細につきましては裏面を御覧ください。

次に、議案第19号、市道路線（津々良奥江線）の認定について詳細説明をします。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、津々良奥江線、起点、由布市湯布院町中川1369番1地先、終点、由布市湯布院町川西2172番128地先。

令和5年2月27日提出、由布市長。

これは、路線延長による終点の変更に伴い、一旦廃止した市道路線の認定を行い、市道として管理することによるものでございます。詳細につきましては裏面を御覧ください。

次に、議案第20号、市道路線（並柳2号線）の認定について詳細説明をします。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、並柳2号線、起点、由布市湯布院町川上517番2地先、終点、由布市湯布院町川上523番1地先。

令和5年2月27日提出、由布市長。

これは新設道路改良計画に伴い、市道として管理することによるものでございます。詳細につきましては裏面を御覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第21号から議案第34号まで、続けて説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（日野 正美君） 総合政策課長です。

詳細説明をいたします。

議案第21号から議案第27号、他の普通地方公共団体の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についての議案につきましては、本市を含む7市1町で形成された大分

都市広域圏に関連するものであるため、一括して説明をさせていただきます。

議案第21号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

提案理由、大分市の公の施設の一部を由布市の住民の利用に供させることによる。

本議案は大分都市広域圏において、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育、文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議、調整を行うとともに、相互利用を促進する公共施設案内予約システムの共同利用を既に行っており、これまでの体育施設等での運用に加え、今般新たに図書館の相互利用についても協議が整ったことから、大分都市広域圏における7市1町間での協議内容を踏まえ、7市町の公の施設の一部を本市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、各施設の条例、規則に定めた方法によることとし、利用にかかる経費につきましては、施設の所在する市町が負担することとなっております。

なお、議案第22号から議案第27号については、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町に係る議案となっております。

続きまして、議案第28号から議案第34号における公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議についての議案につきましても、先ほどと同様の理由により、一括して説明をいたします。

議案第28号、公の施設を大分市の住民の利用に供することに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり、公の施設を大分市の住民の利用に供することに関し、協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

提案理由、由布市の公の施設の一部を大分市の住民の利用に供することによる。詳細につきましては、先ほどと同趣旨ですが、本市の公の施設の一部を7市町の住民の利用に供させるための地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第29号から議案第34号につきましても、先ほどと同様に、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町に係る議案となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川建築君） 次に、議案第35号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。

議案第35号について詳細説明をいたします。

議案第35号、令和4年度由布市一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度由布市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,930万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億64万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更及び廃止は、第3表地方債補正による。

令和5年2月27日提出、由布市長。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。4ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。6ページにかけまして、27件の追加と4件の変更をお願いをしております。

追加27件につきましては、関係機関及び関係者との協議、調整に不測の日数を要したこと、資材等の調達が困難なこと、また、県の補正予算措置に伴い、年度内に事業完了ができないことなどの理由によるものでございます。

変更の7款1項地域イメージ向上対策事業は、県の補正予算措置に伴い、年度内に事業完了ができないため。8款2項道路整備事業3件は、資材の調達や関係者との協議に不測の日数を要したため、繰越額の変更を行うものでございます。

なお、個別事業の繰越し理由につきましては、お配りをしております令和4年度3月補正予算の概要の巻末に記載をしておりますので、御参照いただければというふうに思います。

7ページからは第3表地方債補正です。県道改良事業負担金に係る過疎対策事業債やし尿処理施設整備事業に係る一般廃棄物処理事業債など13件の変更をお願いしております。変更につきましては、事業費の確定による増減や財源の組替えに伴うものでございます。

また、1件の廃止につきましては、由布川峡谷のり面改修事業に係る緊急自然災害防災対策債で、要件である急傾斜に該当しないなど、起債の同意基準を満たさないため、廃止をするものでございます。

9ページからは補正予算事項別明細書となっております。

12ページをお願いいたします。歳入でございますが、2款地方譲与税から14ページの

9 款環境性能割交付金については、県から示された今年度の交付見込額により、補正計上をしております。

1 2 款地方交付税の普通交付税は、令和 3 年度国税決算及び令和 4 年度国税収入の補正に伴う地方交付税総額の増額措置により再算定された結果、昨年 1 2 月に追加交付がありましたことから、増額をしております。

1 5 款 1 項 2 目の 2 節健康温泉館使用料は、当初見込みを上回る施設利用があることから、使用料を増額しております。

3 節保健体育施設使用料は、コロナ禍の影響による利用者の減少に伴い、湯布院スポーツセンターなどの使用料を減額をしております。

1 6 ページをお願いいたします。1 6 款 2 項 1 目の 2 節総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今月追加の交付限度額の通知がありました補助事業対象分及び地方単独事業分の差額分を計上しており、既決予算の各事業に充当をしております。

2 0 ページをお願いいたします。1 8 款 2 項 1 目の 1 節土地建物売払収入は、市道向原別府線の道路整備事業に伴い、収用した挾間町北方の土地について、路線ルートの変更により道路用地として供さなくなった残地部分の土地売払収入を計上しております。

1 9 款 1 項 2 目の 1 節指定寄附金のふるさと納税は、実績及び推計に基づきまして、1 億 8, 0 0 0 万円の増額をしております。

2 2 ページをお願いします。2 0 款 1 項 1 目の 2 節基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入金を約 4 億 3, 0 0 0 万円減額しており、令和 4 年度末の財政調整基金残高は 2 6 億 5, 0 0 0 万円ほどを確保できる見通しでございます。その他、特定財源につきましても、歳出の項目で説明をさせていただきます。

2 4 ページから歳出でございます。まず、各科目におきまして減額補正がございますが、事業費の確定や入札等による執行残、また新型コロナウイルス感染拡大の影響などによる不用額を減額措置しております。また、これまで歳入予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業におきましては、確定した事業費などに基づき、一般財源から国庫支出金へ充当財源の一部組替えをしております。

それでは、増額補正を中心に主な事業を御説明をいたします。

2 8 ページをお願いいたします。2 款 1 項 5 目の区分 7、入会地分収交付金事業は、入会権者である 1 4 団体に対して、土地の貸付けや造林木の処分、立木補償に伴う分収金の地元交付金を計上しており、財源は財産収入を充当しております。

3 0 ページをお願いいたします。2 款 1 項 6 目の区分 5、みらいふるさと寄附金推進事業は、歳入で計上しておりますふるさと納税を財源に、実績及び推計値に基づき、寄附金取扱い業務委託

料及び基金積立金を増額をするものです。

48ページをお願いいたします。3款1項1目の区分1、社会福祉総務費は、電気料高騰に伴い、ほのぼのプラザの指定管理料を増額しております。

52ページをお願いいたします。3款1項3目の区分1、自立支援事業の18節障害福祉サービス費負担金は、昨年10月の報酬改定やサービス利用者の増加に伴う増額で、特定財源として国2分の1、県4分の1の補助金を充当しております。

59ページをお願いいたします。上段の3款2項2目の区分2、保育所活動推進事業の18節送迎用バス安心・安全対策支援事業費補助金52万5,000円は、こども園など2施設3台の送迎バスへの置き去り防止安全装置の導入に必要な経費に対する補助金で、特定財源として、全額国庫財源を伴う県補助金を充当しております。

19節扶助費の施設型給付費914万8,000円は、公定価格が令和4年4月に遡り改定されるため、増額をするものです。

その下、区分3、児童健全育成事業の18節送迎用バス安心・安全対策支援事業費補助金17万6,000円は、こども園などと同様に児童クラブ1施設1台の送迎バスの安全装置導入経費補助金で、国庫財源を伴う県補助金を4分の3充当しております。

64ページをお願いいたします。4款1項4目の区分1、予防接種推進事業の18節予防接種健康被害給付金6万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種を起因とする目まいや気分不良といった健康被害に対して、治療費及び医療手当を給付するもので、全額国庫負担金を充当しております。

70ページをお願いいたします。6款1項1目の区分1、農業委員会費の1節農地利用最適化推進委員の報酬増額は、活動実績等に基づく能率給の額が確定したことに伴うもので、国庫財源を伴う県補助金を充当いたしております。

72ページをお願いいたします。6款1項3目の区分3、就農支援事業の18節新規就農者支援事業補助金の減額は、就農時期の延期などに伴い減額をするものです。

区分6、災害対応事業は、今年の台風14号災害に伴う農業施設等の復旧支援事業費補助金を対象者の増加及び事業内容の精査により増額をするもので、特定財源として県補助金を2分の1充当しております。

76ページをお願いいたします。6款2項1目の区分2、鳥獣被害総合対策事業は、有害鳥獣捕獲事業補助金を実績見込みに基づき増額をするもので、県補助金も増額をしております。

88ページをお願いいたします。9款1項3目の区分1、災害対策環境整備事業の14節工事請負費の減額は、防災行政情報告知システム整備に係る工事費の確定に伴うもので、国庫補助金及び市債も合わせて減額をしております。

90ページをお願いいたします。10款1項2目の区分3、スクールバス運行事業は、児童送迎用のスクールバス2台に設置をする置き去り防止安全装置購入費で、特定財源として、全額国庫財源を伴う県補助金を充当しております。

106ページをお願いいたします。11款1項1目の区分1、農業用施設災害復旧費の18節高津原水路県受託事業負担金は、事業費実績見込みに基づき減額をするもので、県補助金及び災害復興事業債も併せて減額をしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第36号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 俊吾君） 保険課長でございます。

議案第36号につきまして詳細説明をいたします。

議案第36号、令和4年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,701万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,339万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年2月27日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、県支出金の交付決定、事業実績見込みに伴う繰入金の調整及び予算執行における不足額、不用額の調整を行うものでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

6から7ページの歳入を御覧ください。1款1項国民健康保険税は、被保険者の移動など、保険税の構成等により保険税1,434万1,000円を増額するものです。

6款1項県負担金は、特定健康診査等に係る負担金の額の確定に伴い、466万円を減額するものでございます。

6款2項1目保険給付費等交付金は、保険給付費の増額、補助金の額の決定に伴い、4,116万円を増額するものでございます。内訳としましては、区分1、の普通交付金は歳出の2款保険給付費に充てられるもので、事業費の増額により4,224万9,000円を増額するものでございます。区分2、特別交付金は、交付決定の見込みにより、108万9,000円を減額するものでございます。

10款1項他会計繰入金は、国・県支出金の交付決定及び事業実績見込みに伴う一般会計からの繰入金の調整で、合計1,382万3,000円の減額となっております。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

8から9ページをお願いいたします。1款総務費2項徴税費は、役務費、口座振替等手数料を4万6,000円増額するもので、財源のその他は一般会計繰入金でございます。

3項の運営協議会費は、国保運営委員の報酬を6万1,000円減額するもので、開催回数の減と欠席者の不用額を減額としております。財源のその他は、一般会計繰入金でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から、次のページの10、11ページの3目一般被保険者療養費及び2項1目一般被保険者高額療養費は、給付実績及び今後の給付見込みにより、予算不足を生じる見込みのため増額するもので、財源は県補助金の普通交付金でございます。

10、11ページの下段になりますが、2款6項1目傷病手当金は、さきの補正予算（第2号）で増額の補正を行いましたが、その後、問合せが多く、予算が不足する見込みが生じたために22万6,000円を増額するもので、財源は県補助金の国特別調整交付金でございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えでございます。その他財源の一般会計繰入金が減額となったため、充当先の財源を一般財源とするものでございます。

12から13ページをお願いいたします。4款1項1目特定健康診査等事業費、2項1目保健衛生普及費は、事業実績の見込みにより不用額を減額するものでございます。財源は、県補助金の普通交付金及び一般財源でございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。7款1項6目療養給付費等負担金償還金は、過年度分の療養給付費及び財政調整交付金の精算金で、計60万6,000円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第37号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。

議案第37号について詳細説明をいたします。

議案第37号、令和4年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,976万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,453万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年2月27日提出、由布市長。

主なものにつきまして、内容を説明いたします。

まず、歳入ですが、事項別明細書6、7ページをお願いします。1款保険料につきましては、直近の調定見込額等に基づき、1,886万2,000円を減額するものです。

2 段目、3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、3 款 2 項 1 目調整交付金、同じく 2 目地域支援事業交付金、4 款 1 項支払基金交付金、8、9 ページの 5 款県支出金、7 款繰入金につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込額の減額に伴い、予算の減額をお願いするものです。

6、7 ページにお戻りいただきまして、3 款 2 項 4 目保険者機能強化推進交付金 8 1 7 万円、同 5 目保険者努力支援交付金 9 6 1 万 5, 0 0 0 円につきましては、額の決定に伴いまして増額分として計上しております。

次に、歳出になります。1 0、1 1 ページをお願いします。1 款総務費は、不用額を減額するものです。

下段の 3 項 1 目認定調査等費の減額は、認定期間の延長申請等により、主治医意見書の作成件数の減によるものです。

1 2、1 3 ページをお願いします。中段 2 款 1 項 1 目介護サービス等諸費から 1 6、1 7 ページ下段にかけて、2 款 7 項 1 目特定入所者介護サービス等費につきましては、各サービスの必要見込額の減額に伴い、予算減額をお願いするものです。

1 8、1 9 ページ上段、3 款 1 項 1 目介護給付費準備金積立金につきましては、保険者機能交付金の収入並びに保険給付費等の必要見込額の減額等に伴い、3 3 1 万 4, 0 0 0 円を基金に積立てするものでございます。

同ページ中段から下段の 4 款地域支援事業費ですが、対象者の減少等により不用額を減額するものです。中段 1 目介護予防生活支援サービス事業費の委託料は、短期集中支援事業並びに高齢者への配食サービスに係る 8 4 1 万 4, 0 0 0 円を減額。下段 1 目一般介護予防事業費の報償費は、健康応援団派遣事業等の謝金 2 4 0 万円を減額。また、事業所提案型介護予防教室や介護予防日常生活ニーズ調査委託料の入札残等により、委託料を 8 7 0 万円減額しております。

次に、2 0、2 1 ページをお願いします。5 目在宅医療・介護連携推進事業費の報酬、共済費につきましては、会計年度任用職員の退職に伴い、不用分を減額するものです。

以上で、第 3 7 号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第 3 8 号について説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 俊吾君） 保険課長でございます。

議案第 3 8 号について詳細説明をいたします。

議案第 3 8 号、令和 4 年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 4 年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 0 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3, 3 5 7 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年2月27日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明させていただきます。

6から7ページの歳入をお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料は、保険料の更正等により3,041万7,000円を増額するものです。

3款1項1目保険基盤安定繰入金は、額の確定により一般会計からの繰入金を減額するものです。

続きまして、8から9ページの歳出をお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことに伴い増額するものでございます。財源のその他につきましては、保険基盤安定繰入金。一般財源につきましては、後期高齢者医療保険料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第39号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（古庄 成之君） 環境課長です。

議案第39号について詳細説明をいたします。

議案第39号、令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,996万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年2月27日提出、由布市長。

説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金は、歳入と歳出を同額とするため19万3,000円減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費の還付金3万3,000円と、その下にあります2目維持管理事業費の光熱水費の16万円の減額につきましては、執行残によるものでございます。

以上で、議案第39号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第40号について詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。

議案第40号について詳細説明をします。

議案第40号、令和4年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和4年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額339万6,000円、計8億8,747万5,000円。

支出、第2款水道事業費用、補正予定額マイナス933万7,000円、計8億2,163万1,000円。

2ページをお願いします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億2,643万8,000円」を「不足する額3億3,608万4,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億2,643万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3億3,608万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス470万円、計4億3,672万2,000円。

支出、第4款資本的支出、補正予定額494万6,000円、計7億7,280万6,000円。

第4条、予算第6条中、起債の目的、建設改良事業費限度額「3億4,140万円」を「3億3,690万円」に改める。

第5条、予算第10号中「2億1,936万7,000円」を、「2億1,906万8,000円」に改め、同条第1号中「1億8,511万7,000円」を「1億8,481万8,000円」に改める。

令和5年2月27日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明をいたしますので、6ページをお開きください。主な事項についてのみ説明をさせていただきます。

まず、収益的収入でございます。1款1項3目1節一般加入負担金、4節不良消火栓修理一般会計補助金の補正につきましては実績によるものです。

1款2項3目1節長期前受金戻入の増額につきましては、令和3年度固定資産確定に伴う増額によるものでございます。

次に、7ページをお願いします。

収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費の減額補正につきましては、それぞれ実績に伴う減額によるものになります。

2目配水及び給水費の減額補正につきましても、それぞれ実績に伴う減額によるものでござい

ます。

2款1項4目15節委託料につきましては、令和5年度当初予算への組替えによるものになります。

2款1項4目29節貸倒引当金につきましては、債権管理条例制定に伴い増額するものでございます。

2款1項5目32節有形固定資産減価償却費につきましては、令和3年度固定資産確定に伴う減額によるものでございます。

2款2項1目38節企業債利息につきましては、利率確定に伴う増額によるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。3款1項1目1節企業債の減額補正につきましては、入札に伴う水道事業債の減額によるものでございます。

3款5項1目2節上水道事業市補助金の減額補正につきましては、児童手当の減額によるものでございます。

次に、資本的支出でございます。4款1項1目15節委託料の減額補正につきましては、叢草浄水場水源地試掘調査委託業務の入札に伴う減額によるものでございます。

4款1項1目30節請負工事費の減額補正につきましては、主な要因といたしましては、小野配水池の送水ポンプ用インバーター取替工事の減額及び柿原地区配水管更新工事の入札に伴う減額によるものでございます。

4款2項1目44節企業債償還元金増額補正につきましては、事業清算に伴う償還金の増額によるものでございます。

9ページにつきましては、地方債の調書になります。それぞれ内訳を記載しておりますので、御一読のほどをお願いいたします。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 以上で、議案第40号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第41号から議案第46号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

お諮りします。先ほど、上程しました諮問第1号の人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申とすることに決定しました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月2日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは明日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。大変御苦勞でございました。

午後1時54分散会
